第33回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和６年２月26日（月）午後２時10分から２時50分

2　会議の場所　　新月公民館 研修室１・２

3　出席農業委員（13名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広（欠）
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志	

4　出席農地利用最適化推進委員（11名）

15番　松　敏明	16番　村上正博	17番　千葉清幸（欠）
18番　白幡高二	19番　千葉三幸	20番　佐藤信行（欠）
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員

12番　吉田和広

6　欠席農地利用最適化推進委員

17番　千葉清幸　　20番　佐藤信行

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
第６　議案第５号　非農地証明願について
第７　議案第６号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による
　　農用地利用集積計画（案）の決定について
第８　報告第１号　農地現状変更届の報告について
第９　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	小野寺知博
主幹兼主任	村上　将
主幹	粕谷将洋
主事	小松定恵

10　会議の概要

午後２時 10 分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，13 人であります。 定足数に達しておりますので，第 33 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，12 番吉田和広君の１人であります。 農地利用最適化推進委員は，17 番千葉清幸君，20 番佐藤信行君の２人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，２番熊谷活男君と３番尾形稔君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町馬籠町頭。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については議案書記載のとおりであります。変更内容は事業期間の延長であります。公共工事の工事範囲と完成期日の請負変更契約に伴う事業期間の延長です。当該地は事業変更承認を得ないまま期間終了後も使用していたとのことで始末書の提出がございます。 以上，受付番号１番の１件の事業計画の変更について御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。申請地の方を委員皆さんで確認いたしました。申請内容並びに現地の方を確認いたしました。何度もこの場所は通っている場所なのですけれども，一時転用の期間の延長ということで，何ら問題ございません。許可相当と確認いたしました。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。この案件は事業計画変更ということでございますけれども。農地検討委員会におきまして担当委員の御報告をいただきながら審議いたしましたけれども，事業期間の延長ということでございますので，許可相当と思われます。以上でございます。

議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調査書を御用意ください。受付番号１番，唐桑町馬場。議案関係図面は３ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。譲受人の経営面積は 762 ㎡。労働力は３人。従事日数は 270 日。農機具等は草刈り機１台を所有しております。作付け作物は，大根，じゃがいも，さつまいもを予定しています。理由は贈与により譲り受け耕作するものです。 受付番号２番，本吉町狩猟。議案関係図面は５ページになります。譲受人の経営面積は 987 ㎡。労働力は３人。従事日数は 450 日。農機具等はトラクター１台，田植え機１台，コンバイン１台，管理機１台を所有しております。作付け作物は，一毛作田，そば，野菜です。理由は売買により譲り受け耕作するものです。 受付番号３番，唐桑町明戸。議案関係図面は８ページになります。譲受人の経営面積は 274 ㎡。労働力は２人。従事日数は 300 日。農機具等は所有しておりませんが，耕作する面積が小規模であり耕作可能と判断しました。作付け作物は，ねぎ，かぼちゃを予定しております。理由は売買により譲り受け耕作するものです。 受付番号４番，百目木。議案関係図面は 10 ページになります。譲受人の経営面積は 308 ㎡。労働力は１人。従事日数は 150 日。農機具等は所有しておりませんが，耕作面積が小規模であり，耕作可能と判断いたしました。作付け作物は，かぼちゃを予定しております。理由は売買により譲り受け耕作するものです。 議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。これは贈与により譲り受け耕作するということですので，何ら問題はないと思います。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。７番熊谷委員。

７番熊谷委員	７番熊谷です。申請内容を確認し，現地を４名で先日，確認して来ました。許可相当だと思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。売買により譲り受け耕作するということで，何ら問題はないと思います。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。先日 23 日，委員４人で確認して来ました。今，管理しているのが次男さんで，その次男さんが三男さんへ売買するということで。面積も小さいし，農機具を所有していないということで不安な部分があるのですけれども，御実家にある農機具を流用して，たぶん作業をするものだろうと思われます。有効に農地を活用するものと考えられますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番から４番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。４件の申請案件とも，農地検討委員会におきまして地区担当委員からの御報告を受けまして審議いたしましたけれども，引き続き，譲り受けて耕作するということで，許可相当ということになりました。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書を交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，波路上後原。議案関係図面は 12 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであります。都市計画区域外。農振地域内。農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は一般住宅の建築です。事業概要は，居宅２階建１棟 118.12 ㎡。駐車場２台。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 以上，受付番号１番の１件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。

議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。昨日，地域の担当委員４名で，この案件を見てまいりました。この案件は以前に出ておりましたが，それではうまくないということで，内容を分割して，今回また出てきましたので，異議，問題はございません。近辺は，ほとんど宅地化されておりますので，問題なしと見てまいりました。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会におきまして審議いたしましたが，許可相当となりましたので，よろしくお願いいたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，田中。議案関係図面は 19 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。都市計画区域外。農業振興地域内で農用地区域外であり，農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は使用貸借です。目的は気仙沼在住の娘居宅地近くに一般住宅を建築するためです。 受付番号２番，本吉町馬籠町頭。議案関係図面は 24 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域内で農地区分は第２種農地と見ております。契約内容は賃貸借です。目的は土砂の搬出路であります。事業概要は，馬籠川市道掘削工事に伴う河床土砂搬出路敷として申請地を借受け，鉄板敷き，一時転用し使用するものです。 受付番号３番，最知北最知。議案関係図面は 29 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外であり，農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は売買です。目的は一般住宅の建築であります。事業概要は，居宅２階建て１棟 109.49 ㎡。駐車場２台。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号４番，本吉町寺谷。議案関係図面は 33 ページになります。都市計画区域

	外。農業振興地域内の農用地区域外であり，農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は売買です。目的は一般住宅の建築であります。事業概要は，居宅２階建て１棟 105.98 ㎡。駐車場３台。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号５番，本吉町幣掛。議案関係図面は 37 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外であり，農地区分は第２種農地と見ております。契約内容は贈与です。目的は一般住宅の建築であります。事業概要は，居宅２階建て１棟 124.63 ㎡。駐車場２台。排水は合併処理後，蒸発散槽にて宅内処理します。 受付番号６番，本吉町幣掛。議案関係図面は 42 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外であり，農地区分は第２種農地と見ております。契約内容は贈与です。目的は通路の建設であります。事業概要は，居宅への通路として使用します。 受付番号７番，赤岩四十二。議案関係図面は 46 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外であり，農地区分は第２種農地と見ております。契約内容は贈与です。目的は一般住宅の建築であります。事業概要は，居宅２階建て１棟 132.48 ㎡。駐車場２台。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 以上，受付番号１番から７番の７件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は田中の元公立病院の先生たちの社宅が建っていた跡でございまして，排水経路もしっかりしておりますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。この５条申請の物件につきましては，事業変更の方でありました同じところで，工事に使われるということでの部分なので，現地を確認いたしまして許可相当と思います。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。昨日，４名で見てまいりましたけれども，道路の直ぐ傍でございまして，宅地には最適なところと見てまいりました。以上です。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。24 日の日に大谷の委員４人で現地を確認しました。排水について合併処理後，既存側溝へ放流するということで，何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号５番と６番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。２月 22 日に及川衛委員と現地調査を行ってまいりました。まず５番については，新たに宅地の造成ということで面積も十分な広さが確保されておりますようですし，また，周辺農地への影響もないようだとの判断ができるところでございます。許可相当と思います。それから６番については，その宅地に通ずる専用道路のような形になろうかと思います。周辺農地への影響もないというようなことから，許可相当と判断されます。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号７番はいかがですか。３番尾形委員。
３番尾形委員	３番尾形です。この案件は，前にソーラーパネル等の設置でやっている隣の土地で

	ありますので，許可妥当だと思います。以上です。
議　　長	受付番号１番から７番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も地区担当委員からの御報告を頂きながら農地検討委員会におきまして審議いたしましたけれども，７件とも許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，大向。議案関係図面は 52 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。申請地は，昭和年月日不詳より 30 年以上耕作放棄していたため，雑草，雑木の根が多数あり，現在農耕に適さない場所となりました。現状は原野です。 受付番号２番，唐桑町鮪立。議案関係図面は 61 ページになります。申請地は，前所有者から令和５年に相続で承継取得しましたが，先代から 30 年以上耕作しておらず，かつ周辺は山林となっており，申請地は山林と同化しています。 以上，受付番号１番と２番の２件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。この場所は，もともと水田に利用されていた農地で，水はけも悪くて，30 年以上前から耕作放棄となっていたために，雑草，雑木の根も多数見られました。農地としては難しいということで，今回の非農地証明に問題なしと思われます。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。５番三浦委員。

５番三浦委員	５番三浦です。こちらも完全に山となっておりまして，農地への復元は難しいと思われます。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。２つの申請案件とも農地検討委員会におきまして審議いたしましたけれども，何れの案件も農地への復元性はないものと判断し，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，議案第６号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書 12 ページをお開き願います。今回提案いたします農用地利用集積計画につきましては，受付番号１番から 21 番まで，すべてが，みやぎ農業振興公社による農地中間管理権の設定案件で，農業経営基盤強化促進法による利用権（賃借権）の設定です。申請地の地番，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。 受付番号１番から 21 番，議案関係図面は 77 ページからです。受付番号１番から 21 番までは，議案書記載の法人が借受け希望者となっております。借受け予定地は，波路上牧。波路上杉ノ下。波路上内沼です。 利用権設定期間は公告日の翌日から 10 年間を予定しています。 以上で議案第６号の説明を終わります。御審議をお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番から 21 番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。昨日，委員４名で現地を見てまいりました。この地域は全て基盤整備をしておりまして，区画整理と同時に枚数が多くなっておりますことから，議案書記載の法人が借受け希望者となって行うことに異議ございません。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号１番から 21 番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告

	をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。受付番号１番から21番については利用集積ということで，農地検討委員会におきまして審議いたしましたけれども，引き続き耕作していただくということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第６号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第８，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
小 野 寺 次 長	（報告朗読）
粕 谷 主 幹	（内容説明） それでは，報告第１号別紙農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は合計１件，３筆，983.08 ㎡の農地変更届がございました。 以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。
議　　長	質疑はないようですので，報告第１号を終わります。
議　　長	次に，日程第９，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第33回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。
	（終了時間）　午後２時50分

	令和６年２月 28 日 気仙沼市農業委員会